川崎市立学校空調設備更新整備実施支援等業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 件名

川崎市立学校空調設備更新整備実施支援等業務委託

2 業務目的

本市では、平成20年度から21年度にかけて、小学校及び聾学校90校をPFI手法で、中学校41校を直接施工で、普通教室への空調設備を一斉整備するなど、全ての普通教室へ空調設備の整備を行った。併せて、「学校施設長期保全計画」に基づく改修を行い、空調設備が未設置の特別教室に対して空調設備の設置を行ってきた。こうした中、PFI事業は令和4年3月31日に契約期間の満了を迎えたとともに、一斉整備した空調設備は設置から10年以上が経過し、劣化の進行が懸念される。

こうした状況下、空調設備の一斉更新整備に向けた事業検討を進める中、本市における民間活用(川崎版 P P P)推進方針に基づく民間事業者から広く意見や提案等を求めることを目的としたサウンディング調査を実施した結果、事業への民間事業者参入の可能性が高いことが確認できたとともに、民間活用の簡易検討においては、定性評価・定量評価の双方において民間活力を活用した事業手法の優位性が認められたところである。

本業務支援委託は、以上を踏まえた効率的かつ効果的な空調設備の一斉更新整備事業の実施に向け、事業手法、整備内容、スケジュールなどの事業スキーム構築を支援するものである。

3 参加資格

- (1)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立がなされていない者
- (2)川崎市の競争入札参加資格を有し、令和4年度の川崎市業務委託有資格業者名簿において、令和 4年度業務委託有資格事業者名簿の業種「調査・測定」に登録されている者
 - ※ただし、参加意向申出書提出時に川崎市業務委託有資格業者名簿の登録申請に係る所定の書類を提出し、同等の資格を有すると認められた場合は、落札後に登録することを前提として登録申請している者と同等に扱う。
- (3)過去10年間に国又は地方公共団体において、学校空調設備又は学校施設整備に係る支援業務委託等の履行が完了しており、かつ、PPP/PFI事業の導入可能性調査又はアドバイザリー業務の履行が完了している者
- (4) 川崎市契約規則(昭和 39 年4月1日規則第 28 号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者
- (5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者
- (6) 応募者又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (7) 川崎市暴力団排除条例(平成 24 年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者
- (8) 神奈川県暴力団排除条例(平成 22 年神奈川県条例第 75 条)第 23 条第1項又は第2項の規

定に違反しない者

4 委託期間

契約締結日から令和5年3月24日(金)まで(「6(2)アドバイザリー業務」を行わない場合は、令和4年12月28日(水)まで)

- %「6 (1)事業手法検討業務」の結果に基づき、PFI事業により実施する場合は速やかに「6 (2)アドバイザリー業務」に移行する。
- ※ただし、上記検討の結果、PFI 方式を導入しない場合は、アドバイザリー業務に着手しないこととする。この場合、事業手法検討業務の結果をもって業務終了とし、契約内容の変更をした上で、事業手法検討業務の費用について支払を行う。

5 履行場所

川崎市川崎区宮本町6番地 他

6 業務内容

- (1) 事業手法検討業務(期間:令和4年12月28日(水)まで)
 - ア 既存空調設備の現状把握及び更新・整備の方向性の検討
 - (ア) 川崎市市立学校における空調設備の現状把握、整理
 - (イ) 既存空調設備における性能及び必須更新時期の検証
 - (ウ) 更新に向けた各種検討
 - a キュービクルの受電容量の増強の必要性
 - b ガス配管工事の必要性
 - c 既存設備の再利用の可能性
 - (エ) 既存設備撤去・再整備に係る処分費及び工期の検証
 - (オ) 必要に応じた現地調査の実施
 - イ 更新・整備における事業方針の検討
 - (ア) 事業手法ごとのマスタースケジュールの作成
 - a 事業実施期間の精査
 - (イ) 事業者へのサウンディング調査
 - a サウンディング調査の実施
 - b 事業者との調整
 - c 調査結果作成
 - (ウ) 事業者の参画条件、金融条件等の確認
 - (エ) 更新・整備後の空調方式の比較検討
 - (オ) 事業費の精査
 - a 交付金動向の把握
 - b 手法別事業収支の確認 (VFM算定)
 - (カ) 事業手法の精査

- (キ) リスク分担の精査(ケースリストの作成)
- (ク) 有識者ヒアリング
- ウ まとめ
 - (ア) 課題及びスケジュールの整理
 - (イ) 上記を踏まえた、発注に向けた事業計画案の策定
 - (ウ)調査報告書作成
- (2) アドバイザリー業務
 - ア 実施方針及び要求水準書(案)の策定
 - (ア) PF I 法第5条に基づく事業方針の作成
 - (イ)要求水準書(案)の作成
 - (ウ) 実施方針に関する質問回答
 - イ 特定事業の策定
 - (ア) VFMの精査
 - (イ) PFI法第7条に基づく特定事業選定に関する公表文書(案)の作成
 - ウ 事業者の募集支援
 - (ア) 予定価格の算出
 - (イ) 要求水準書(案) への民間事業者からの質問、意見を踏まえた要求水準書の作成
 - (ウ) 募集要領等の作成
 - (エ) 様式集の作成
 - (オ) 契約書(案)の作成

7 プロポーザル評価項目

本プロポーザルでは提案書による選定を行い、業務の実施体制及び実施方針・手法のほか、課題に対する理解力や解決策、実現性等について評価を行う。

- (1) 配置予定技術者の業務実績について
- (2) 川崎市立学校空調設備更新整備実施支援等業務委託の実施体制及び実施方針・手法について ア 業務実施体制の妥当性
 - イ 業務実施方針・手法及びスケジュールの妥当性
- (3) 空調設備の更新整備等に向けた課題及び解決策について 課題に対する解決策の提案とその実現性
- (4) 見積金額について

8 業務規模

本業務の業務規模は、18,700,000円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする。